

「まいん」アートウィークでの作品展示に関する覚書

大子町福祉協議会（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、大子町文化福祉会館「まいん」観光展示コーナーでの乙の作品展示に関し、次のとおり覚書を交換するものとする。

- 1 作品展示に要する一切の費用（出展に伴い生じた費用を含む。）は、乙が負担するものとする。
- 2 作品展示期間中の作品の管理は、乙の責任においてこれを行うものとし、作品のき損、滅失等作品に生じた損害に関し、甲はその責めを負わないものとする。
- 3 著作権その他作品に係る権利に関し紛争が生じた場合は、乙の責任においてこれを処理するものとし、甲は一切関与しないものとする。
- 4 展示に必要な機材等は、乙が各自で用意し持ち込むこととする。
ただし、施設の管理上問題があるものについて、甲は持ち込む機材等を制限することができる。
なお、甲からの備品等の貸出しについては、甲と乙で協議する。
- 5 乙は、展示後、必ず現状に復帰しなければならない。
- 6 乙は、展示に関する入場料の徴収、販売及び来場者に対する勧誘等を一切してはならない。
- 7 その他ルールについて、乙は「大子町文化福祉会館の設置及び管理に関する条例」を遵守しなければならない。
- 8 その他、作品展示に関して疑義が生じたときは、乙は甲の指示に従うものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大子町大字大子 722-1

大子町社会福祉協議会

乙

参考

大子町文化福社会館の設置及び管理に関する条例

平成 24 年 4 月 17 日
大子町条例第 25 号

(行為の禁止)

第 10 条 会館の施設及び敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 3 号及び第 4 号について町長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為をすること。
- (3) 物品の販売、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (4) 広告類を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (6) 許可された場所以外の場所に立ち入ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認められる行為をすること。